特定非営利活動法人ネットワーク大府

通所介護事業所あいこでしょ

重　要　事　項　説　明　書

特定非営利活動法人ネットワーク大府

通所介護事業所あいこでしょ

大府市森岡町一丁目３０番地

TEL０５６２－８５－７０６８

FAX０５６２－４４―２９５３

R6年6月

特定非営利活動法人ネットワーク大府

通所介護事業所あいこでしょ重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供しています。この説明書はデイサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご説明しています。

1 事業者

（1） 法人名　　特定非営利活動法人ネットワーク大府
（2） 所在地　　大府市森岡町一丁目３０番
（3） 電話番号　　０５６２－４４－３７３５
（4） 理事長　　矢　澤　久　子
（5） 設立年月日　　平成１１年９月１日(任意団体設立平成４年９月１日)

2 事業所の概要

（1） 事業の種類　　通所介護事業
（2） 事業の目的　　通所介護事業は、介護保険法に従いご契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護サービスを提供するものです。
（3） 名　称　　特定非営利活動法人ネットワーク大府
通所介護事業所あいこでしょ
（4） 所在地　　大府市森岡町一丁目３０番地
（5） 電話番号　　０５６２－８５－７０６８
FAX　　０５６２－４４－２９５３
E-mail　　aikodesyo@netobu.jp
（6） 管理者　　西　嶋　和　代
（7） 指定年月日　　平成１３年７月３１日
（8） 通常の事業の実施地域　　大府市
（9） 利用定員　　２５名（１日）
(10) 営業日　　月曜日から土曜日までとします。ただし１２月２９日から１月３日までを除く
(11) 営業時間　　午前８時００分から午後５時３０分まで
サービス提供時間　　午前９時から午後５時まで
サービス実施時間は原則９時２０分～１６時３０分ですがサービス時間内であれば希望に応じ要相談にて対応致します。

3 職員体制

当事業所は通所介護サービスを提供する職員として以下の職員を配置しています。

職　　種	員数	職務内容
管理者	1名	事業所の従業者の管理及び業務の管理
生活相談員	1名以上	利用者の生活指導と介護に関する相談・援助
看護職員	1名	利用者の健康状態を把握し、体調の管理を行う。
介護職員	3名以上	通所介護サービスを提供
機能訓練指導員	1名	初歩的な機能回復又は、減退防止の訓練を行う。

4 通所介護事業所が提供するサービスの内容と利用料金

（1）提供するサービスの内容（契約書第4条）

種　　類	内　　容
通所介護計画の作成	居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、通所介護計画書を作成します。計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に説明をし、同意を得て、交付します。通所介護計画に従ったサービスを実施し、実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
送　迎	ご契約者の自宅まで送迎いたします。概ね8時10分頃から9時10分頃お迎え、16時40分から17時15分頃ご自宅へお送りしますが、道路状況・ご利用者の人数等で時間が前後することがありますのでご了承ください。
食　事	食事の提供及び食事の介助をいたします
入浴	・入浴（一般浴・機械浴）を行います。 ・衣類の着脱、洗身・洗髪の介助を行います。 ・入浴サービスの提供は任意です。
排泄の介助	ご利用者様の状況に応じた適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立について適切な援助を行います。
機能訓練	ご利用者様の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な初歩的機能回復又は減退防止の訓練を行います。
健康管理	・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。 ・緊急時等必要な場合には医療機関等に引き継ぎます。

（2）サービス利用料金（契約書第6条）

【基本部分】

サービスをご利用頂いた場合の「基本利用料」は、以下の通りとなります。サービス料金は、ご契約者の介護度に応じて異なります。また、お支払いいただく「自己負担額」は、原則として負担割合証に記載された負担割合に乗じた金額です。

通常規模 7 時間以上 8 時間未満

ご契約者の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本単位	658 単位	777 単位	900 単位	1023 単位	1148 単位
自己負担額（1 割）	668 円	788 円	913 円	1038 円	1164 円
自己負担額（2 割）	1335 円	1576 円	1826 円	2075 円	2328 円
自己負担額（3 割）	2002 円	2364 円	2738 円	3112 円	3492 円

＊利用料金計算の端数処理により、若干の金額が異なる場合があります。（1 単位＝10.14 円）
（送迎が行われない場合）△47 単位／片道減算となります。

【加算】

上記利用額以外に、下記サービス利用の加算負担があります。

介護保険給付 加算金額	入浴加算 I	サービス提供体制 強化加算 II	処遇改善加算 I
単位数	40 単位	18 単位	所定単位数の 9.2%
自己負担額（1 割）	41 円	19 円	
自己負担額（2 割）	81 円	37 円	
自己負担額（3 割）	122 円	55 円	

ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合は、一旦、利用料金を全額お支払いいただき、介護認定を受けた後、自己負担金額を除いた金額が介護保険から払い戻される償還払いをお願いする場合もあります。償還払いとなる場合には、サービス提供証明書を交付いたします。

（3） その他費用

食事代	食事代として 1 回につき 650 円（おやつ代含む）
日常生活費	オムツ・レクリエーション・外出時のお茶代・小物の作成等は実費をいただきます。
送迎費	通常の実施地域を超えて行う事業に要した費用は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道 1 キロメートル 80 円×走行距離×2（往復分）

（4）利用料金のお支払い方法

前記（2）～（3）の利用料金は、毎月末ごとに計算し、翌月ご請求しますので、下記の方法でお支払い下さい。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	金融機関口座から自動引き落とし（JA、郵便局はご利用月の翌月２０日その他の金融機関は２３日） ご利用できる金融機関は、郵便局を含む全金融機関。 ＊口座からの自動引き落としについての手数料は、当事業所で負担させていただきます。

（５）利用の中止・変更・追加(契約書第７条)

①利用予定日の前に変更・追加・中止もできます。この場合サービス実施の前日までに申し出て下さい。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になっての中止は、取り消し料として下記の金額をお支払いいただきます。

利用予定日の前日までに申し出た場合	負担金なし
利用予定当日	１０００円

③サービス利用の変更・追加時において、事業所が定員で満たされている場合には、他の日時についてご契約者と協議することになります。

5 サービスの提供にあたって

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

（１）ご契約者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。(契約書第９条)

（２）事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、サービス担当者会議など、契約者に係る他の事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はそのご家族等の個人情報を用いる事ができるものとします。(個人情報の取り扱い)

（３）ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、利用終了後も５年間保管します。また、本人又は利用契約書第２０条によって定められた代理人により、当該利用者のサービス提供記録開示の要望がある場合には、特定非営利活動法人ネットワーク大府通所介護事業所あいこでしょ個人情報規程に基づき、開示いたします。(サービス提供記録の開示)

（４）事故が発生した場合には適切な対応をし、管理者に速やかに連絡をします。障害等発生時には救急車の手配、主治医への連絡等を速やかに行い事故後は、必要な行政への報告書を提出いたします。(事故発生時の対応)

（５）利用者の生命・身体の安全が害される可能性があると考えられる場合、及び利用者の財産が侵害される可能性がある場合、その他利用者の権利が侵害される可能性があると考えられる場合、事業者は大府市高齢者虐待防止センターに相談・連絡をして、適切な援助を求めることがあります。(通報への同意)

（6）当事業所は、「高齢者虐待防止法」の規定に従い、利用者の尊厳の保持・人格の尊重の達成に向けて虐待の防止に関する措置（虐待防止対策を検討する委員会の設置、虐待防止のための指針作成、虐待防止に向けた研修の実施）を講じます。（虐待防止）

（7）当事業所は、原則として利用者に対し、身体拘束を行いません。また、事業所として身体拘束をなくしていくための取り組みを行います。（身体拘束の排除）

（8）当事業所は、職場におけるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント）防止に向けた指針の作成、相談体制を構築し、ハラスメント対策を推進してまいります。（ハラスメント対策）

（9）当事業所は、感染症や非常災害発生時も利用者の支援継続を図るための計画書を策定し、それを従業員に周知します。また、必要な研修及び定期的な訓練を行います。（非常災害対策）

6 当施設をご利用の際に留意いただく事項

介護保険証被保険者証の提示	サービス利用の際は、介護保険者証を提示してください。また、介護保険更新時にも提示をお願いいたします。
設備・器具の利用	施設内の設備・器具、敷地は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合はご契約者に自己負担より現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
所時品・現金等の管理	現金に関しては、なるべくお持ちいただかないようお願い致します。万一紛失されても当施設では責任を負いかねます。
気分不良・体調不良	体調不良、気分不良時は、速やかに職員にお申し出ください。
飲酒・喫煙	事業所敷地内での飲酒・喫煙はできません
宗教活動 営利活動等	当事業所の職員や他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください
迷惑行為 ハラスメント	当事業所の職員や他の利用者に対して行う、暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、ハラスメントはお断りします。

7 苦情の受付について（契約書第21条）

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	理事長　矢澤　久子　　管理者　西嶋　和代 電話番号　0562-85-7068 FAX 番号　0562-44-2953 受付時間　午前 9 時～午後 5 時 日曜日、年末年始（12/29～1/3）を除く

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し出ることができます。

大府市役所 高齢障がい支援課	受付時間　平日（月曜日～金曜日）8:30～17:15 大府市中央町五丁目７０ 電話　0562-45-6289　　ＦＡＸ　0562-47-7320
知多北部広域連合	受付時間　平日（月曜日～金曜日）8:30～17:15 東海市荒尾町西廻間２番地の１（しあわせ村内） 電話　052-689-2263　　ＦＡＸ　052-689-2265
愛知県国民健康保険 団体連合会	受付時間　平日（月曜日～金曜日）8:30～17:00 名古屋市東区泉町一丁目６番５号　国保会館南館７階 電話 052-971-4165　ＦＡＸ　052-962-8870

令和　　6　年　　月　　日

通所介護サービス提供に際し、本書面に基づき説明を行いました。

特定非営利活動法人ネットワーク大府通所介護事業所あいこでしょ

説明者　　氏　名　　西嶋　　和代

私は、本紙面に基づき事業所から重要事項の説明を受け、通所介護サービスの提供開始に同意いたします。

契約者　　住　　所　……

氏　　名　……

代筆者　　住　　所　……

氏　　名　……